

別表（第2条関係）

補助事業名	「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言・登録制度事業費補助
補助事業の目的	宿泊施設が行う、高齢者・障害者等が安心して滞在する上で障壁となるソフト面の課題を解消するための事業を支援することにより、ユニバーサルツーリズムを推進することを目的とする。
補助事業の対象となる者	旅館業法第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」又は同条第3項に規定する「簡易宿所営業」を営む者、及び住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者
補助事業の対象となる経費	補助事業者が行う、高齢者・障害者等が安心して滞在する上で障壁となるソフト面の課題を解消するための事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの
補助率	補助対象事業費の1/2
補助金の額	1 補助事業者につき300千円を限度とし、知事が予算の範囲内で必要と認めた額
適用除外する条項	第22条第2項
その他の事項	補助事業の対象とする宿泊施設は、「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言・登録制度において、ユニバーサルツーリズムの推進に積極的に取り組む施設として宣言されたものであって、同制度における登録施設、国又は地方公共団体が所有するもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供する施設を除く。

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 補助事業計画書 (別紙 1)
	(指定期日) 別途通知に定める日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に増額が生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部を変更する場合
	(添付書類) 補助事業変更計画書 (補助事業計画書に準ずる。)
	(指定期日) 変更のあった日から 2 週間以内
第 9 条第 1 項	(添付書類) 補助事業遂行状況報告書 (別紙 2)
	(指定期日) 別途通知に定める日
第 11 条	(添付書類) 補助事業実績報告書 (別紙 3)
	(指定期日) 補助事業完了後 30 日以内または会計年度終了後 10 日以内のいずれか早い日
第 19 条第 1 項	(処分制限期間) _____